

寄居町建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成28年2月19日町長決裁

平成31年4月10日一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、寄居町建設工事標準請負契約約款第10条の規定に基づく現場代理人及び寄居町標準委託契約約款第5条の規定に基づく現場責任者（以下「現場代理人等」という。）の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事完成后、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- (3) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(兼務を認める工事等)

第3条 次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事又は委託（以下「工事等」という。）については、1人の者が2件までの工事等の現場代理人等を兼務することを認めるものとする。

- (1) 寄居町の発注した工事等であるもの
- (2) 工事等の現場が寄居町内であるもの
- (3) 1件あたりの当初請負代金額が **3,500万円未満** の工事又は単価契約による工事等
- (4) 入札公告又は指名通知において、現場代理人の兼務を認めない旨の記載がない工事

2 前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる全ての条件を満たす工事については、1人の者が2件までの工事の現場代理人を兼務することを認めるものとする。

- (1) 寄居町の発注した工事であるもの
- (2) 寄居町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領により、主任技術者の兼務が認められた工事

3 第2項に規定するもののほか、工事等の特性から発注者が現場代理人等の兼務を認めることが適当であると判断した工事等については、1人の者が2件までの工事等の現場代理人等を兼務することを認めるものとする。

4 第1項に掲げる工事等について、発注者が安全管理上等の理由により兼務を認めることが適当でない判断した場合、又は当該工事等が低入札価格調査の対象となった場合は、兼務を認めないものとする。

(兼務を認める条件)

第4条 前条に規定する、兼務を認める工事等については、次に掲げる全ての条件を満たしていなければならない。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること
- (2) 必ずいずれかの工事等に常駐していること
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないよう配慮がなされていること

(兼務を認める対象工事等の明示)

第5条 第3条第1項の規定により兼務を認める場合は、入札公告又は指名通知（以下「入札公告等」という。）に記載し、明示するものとする。また、同項に掲げる条件を満たしている工事等のうち、入札公告等に記載のないものについては、「現場代理人（現場責任者）の常駐規定の緩和に係る照会兼回答書」（様式第1号）による受注者からの照会により、適用の有無を回答するものとする。

(兼務の手続)

第6条 受注者は、現場代理人等の兼務を行う場合は、当該工事等の発注者に対し、「現場代理人（現場責任者）の兼務届」（様式第2号）を、もう一方の工事等が兼務可能なものであることを確認できる書類（入札公告等又は様式第1号をいう。）を添付のうえ提出しなければならない。

(兼務の取消し)

第7条 前条の手続において虚偽がある場合、又は連絡体制に支障があると認められる場合は、兼務を取消しするものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月10日から適用する。

現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書

工事（委託）名	
工事（委託）箇所	
契 約 金 額	
現場代理人 （現場責任者） 氏 名	
<p>上記工事（委託）は、現場代理人（現場責任者）の常駐規定を緩和して兼務を認める工事等であるか否か伺います。</p> <p>年 月 日</p> <p>会 社 名 代 表 者 名</p>	

<p>上記工事（委託）の現場代理人（現場責任者）については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 兼務を認めます。ただし、事前に兼務工事（委託）の内容及び連絡先を報告してください。・ 兼務を認めません。 (理由：) <p>年 月 日 寄居町長</p>

現場代理人（現場責任者）の兼務届

寄居町長 あて

工事（委託）名		
工事（委託）場所		
現場代理人 （現場責任者）	氏 名	
	資 格	
現場代理人（現場責任者） の 連 絡 先		（緊急時連絡先）
		（上記以外の連絡先）
<p>上記工事（委託）の現場代理人（現場責任者）は、下記工事（委託）の現場代理人（現場責任者）と兼務します。</p> <p>なお、着任のうえは、寄居町建設工事請負に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第4条の規定を遵守し、適切な業務を行うことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>受注者 住 所 氏 名</p>		
兼務工事 （委託）の 概 要	工事（委託）名	
	工事（委託）場所	
	担 当 課 名	
	連 絡 先	

注） 現場代理人（現場責任者）の工事（委託）について、兼務が可能であることが確認できる書類（入札公告文又は現場代理人（現場責任者）の常駐規定緩和に係る照会兼回答書）を添付すること。